

② 兵庫県の認定・認証制度

兵庫県には、職場環境の整備状況を示す3つの認定制度があります。認定マークは就職先を選ぶ際の判断材料につながり、金融支援などのメリットもあります。制度によっては、前段階となる「宣言企業」から登録できるものもありますので、各制度の内容をご確認ください。

制度名	対象企業（主な要件）	主な認定・登録要件	主なメリット
ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定	県内に本社・事務所がある企業等	自己評価20項目の達成度でミモザ/フレッシュミモザに区分（さらに上のプラチナランクも）	認定マークの使用、ミモザ企業は信用保証協会の保証料率が平均20%割引、県の入札加算対象など
WLB（ワークライフバランス）推進企業認定	県内に本社・事業所があり、従業員10人以上の企業（10人未満の場合は要相談）等	「WLB自己診断システム」で総合評価が概ね星2つ（★★）以上	県と提携する金融機関の優遇金利融資支援や求人票等でのPRに活用可など
ひょうご産業SDGs宣言・認証事業	県内に事業所を置く中小企業・団体等	宣言は目標を1つ設定し具体的な取り組みを設定。認証は宣言企業でチェックシートの取り組み数に応じてスタンダード/アドバンスト/ゴールドの3段階区分	登録証・ロゴマーク交付、SDGs推進に関する専門家派遣、低利融資『SDGs支援貸付』の利用など

東播磨地域でも業種・規模を問わず活用が進んでおり、特にSDGs宣言企業は県内で6,000社を超えるなど、取り組みが広がっています。

県内企業の活用事例集

●ミモザ企業認定マーク活用事例一覧

認定マークの活用事例や、女性が活躍する仕組みづくりをチェック！



●WLB認定企業一覧

認定企業の年間休日や福利厚生制度などの認定ポイントをチェック！



●ひょうご産業SDGs宣言・認証企業一覧

宣言・認証企業が選んだゴールとその具体的な取り組みをチェック！



若手に選ばれる会社へ ～女性活躍推進法改正と兵庫県の支援制度～

近年、人手不足が深刻化する中、優秀な若手人材を確保し職場に定着させることは最優先の経営課題です。今回は、令和8年に改正された「女性活躍推進法」の内容と、社内環境整備に関連した兵庫県独自の支援制度についてご紹介します。

【出典・参考】厚労省「女性活躍の更なる推進に向けて」、兵庫県「ひょうご・こうべ女性活躍推進企業（ミモザ企業）認定制度」、「兵庫型奨学金返済支援事業」、ひょうご仕事と生活センター「認定・表彰」、ひょうご産業活性化センター「ひょうご産業SDGs推進宣言事業・認証事業」、「設備貸与制度」

今、このようなことでお困りはありませんか？

若手人材の採用・定着
に苦労している

社内環境は整えたいが
何から始めたら良いか…



本特集では、若手に選ばれ、長く働き続けてもらえる職場づくりのヒントを4つの視点から紹介します

① 女性活躍推進法の改正（令和8年施行）

この法律は女性が能力を発揮できる職場環境を整備するための法律で、令和8年4月の改正により、公表義務の対象企業が拡大しました。従業員100人以下の企業は努力義務ですが、公表内容は求職者の判断材料になるため、できる範囲から整備を進めていきましょう。

改正点①
（企業規模）

改正前
301人以上

令和8年4月～
101人以上

改正点②
（公表要件）

男女間
賃金差異（必須）

女性管理職
比率（必須）

その他、雇用環境等につ
いて1項目（※）以上

※公表項目数は、事業規模に応じて異なります